

令和5年度 第2回 郡上市地域公共交通会議 次第

日 時：令和5年10月30日（月）

午前10時00分～

場 所：八幡防災センター研修室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 郡上市地域公共交通会議副会長及び監事の指名について

4. 郡上市の公共交通の現状について

5. 協議事項

議案第1号 自家用有償旅客運送（交通空白輸送）の更新登録申請について……資料1

6. その他

7. 情報交換

8. 閉 会

郡上市の公共交通の現状

(郡上市地域公共交通網形成計画より抜粋)
※R5年度利用実績(4~8月)含む

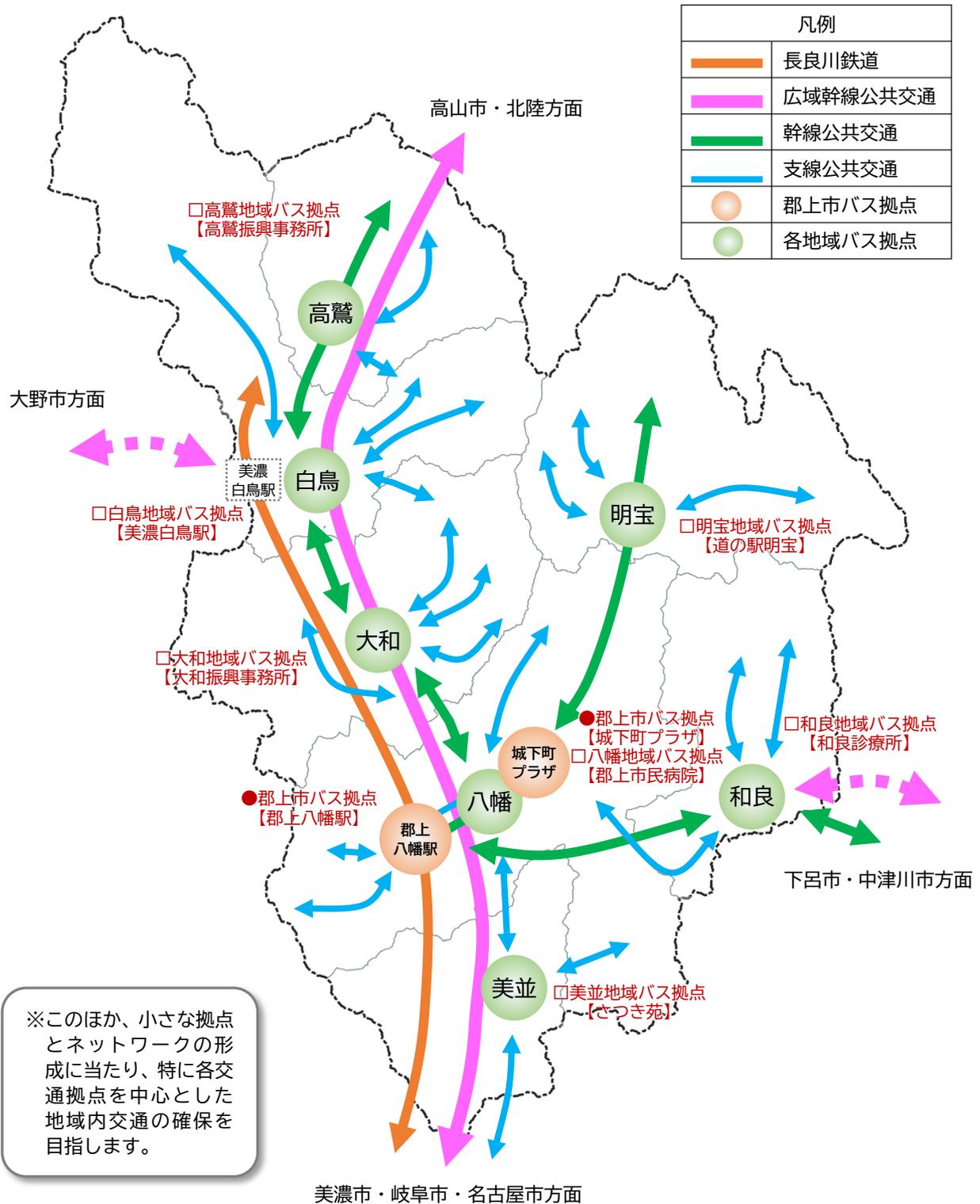


市内の公共交通として、長良川鉄道、バス及びタクシーが運行されていますが、谷筋に集落が点在している地理的特徴があるため、日常生活における移動手段として自家用車への依存度が高く、公共交通を利用する割合は非常に低くなっています。また、人口減少や少子高齢化の影響もあり、公共交通の利用者は減少している状況にあります。

しかし、高齢者などいわゆる交通弱者の日常生活の移動手段を確保していくことは、安心して住み続けられるまちづくりを行う上で不可欠であり、人口減少や少子高齢化に対応した公共交通網の構築、維持、改善を図っていくことが喫緊の課題となっています。また、公共交通事業者においては運転手の高齢化や担い手の確保が重要な課題となっています。

郡上市の公共交通ネットワークの将来像

地域公共交通ネットワークの将来像として、隣接市とは、長良川鉄道をはじめ、バス路線における広域幹線を結ぶことにより、市外とのアクセス性を確保するとともに、本市の「小さな拠点とネットワークの考え方」に基づき、市内の地域振興事務所所在地及びサブエリアとを幹線で結び、その他地域を支線で補う、重層的な地域公共交通ネットワークを構築します。



1) 市内の公共交通路線の概況

令和5年4月現在

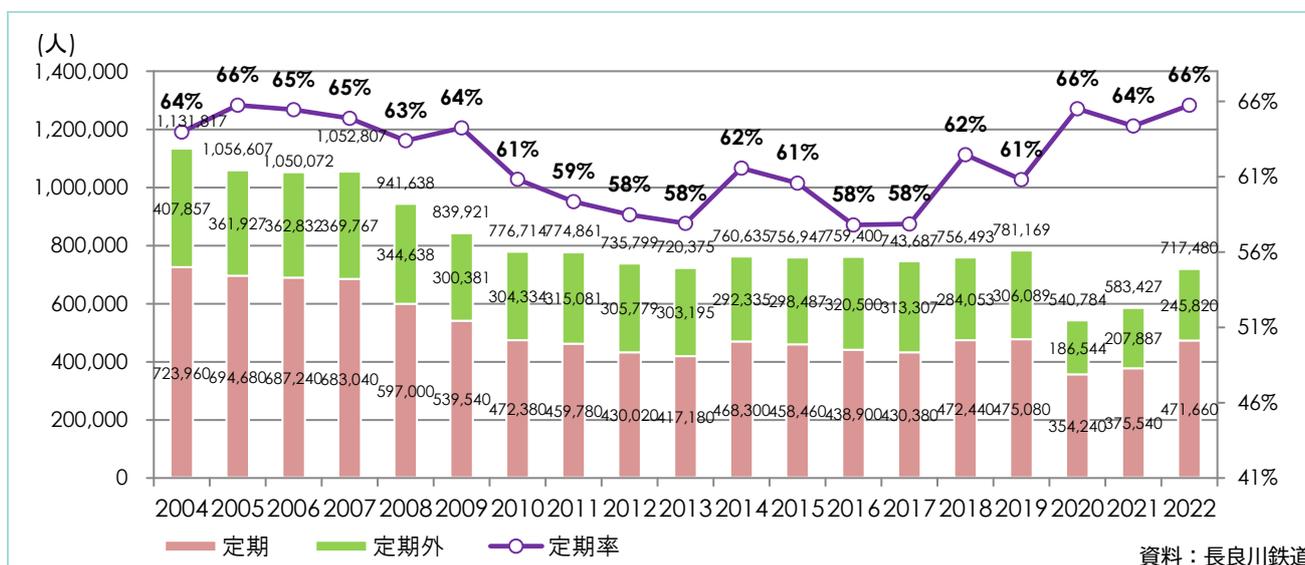
運行主体	路線名	運行区間		運行日	運行便数 (市内停車便のカウント)		
		起点	終点				
長良川鉄道(株)	長良川鉄道	美濃太田駅	北濃駅	毎日	平日：27 土日祝：24		
濃飛バス(株)	高速岐阜高山線	高山濃飛バスセンター	名鉄岐阜ターミナル	毎日	12 (予約制) ※ひるがの高原のみ		
	高速高山名古屋線	高山濃飛バスセンター	名鉄バスセンター	毎日	12 (予約制) ※郡上八幡ICのみ		
	高速高山京都・大阪線	高山濃飛バスセンター (平湯温泉)	近鉄難波駅西口	毎日 季節	5 (予約制) ※GW, 夏季の季節運行便含む		
岐阜乗合 自動車(株)	高速岐阜八幡線	名鉄岐阜	ホテル郡上八幡	毎日	18		
	高速名古屋白川郷線	名鉄バスセンター	鳩ヶ谷	毎日	8		
	高速名古屋郡上ひるがの線	名鉄バスセンター	ひるがの高原 スキー場	土日祝 GW, 夏季	2 ※夏季は7/24~8/31		
(株)平成エンタープ ライズ	VIPライナー名古屋~高山・ 白川郷線	名古屋	白川郷 古志山	土日祝	2 ※ひるがの高原のみ ※白川郷行は降車、名古屋行は 乗車のみ		
(株)白鳥交通	郡上八幡白鳥線	美濃白鳥駅	郡上八幡駅	毎日	平日：20 土日祝：12		
	郡上八幡万場線			毎日	平日：6 土日祝：6		
	白鳥ひるがの線	鷺見病院前	ひるがの スキー場	毎日	平日：12 土日祝：8		
	石徹白線	上在所	白鳥庁舎	平日・土	定期運行：4 デマンド：2		
	ド 白 鳥 バ ス デ マ ン	阿多岐ルート	阿多岐⇔中西⇔恩地⇔白鳥		平日・土	12	
		六ノ里ルート	六ノ里⇔野添⇔那留⇔白鳥		平日・土	12	
大間見ルート		大間見⇔那留⇔白鳥		平日	8		
千田野ルート		千田野⇔白鳥		平日	8		
(株)八幡観光 バス	明宝線	郡上八幡駅	郡上明山	毎日	平日：14 土日祝：12		
	和良線	郡上市民病院	祖師野上	毎日	平日：13 土日祝：6		
郡上タクシー(株)	小那比美並乗合タクシー	小那比	八幡市街地	月木	3 (予約制)		
	亀尾島乗合タクシー	亀尾島	八幡市街地	月木	3 (予約制)		
	郡上八幡インター デマンド線	郡上八幡インター上	郡上八幡 城下町プラザ	毎日	22 (予約制)		
郡 上 市	八幡町	郡上八幡コミ ユニティバス	青ルート	城下町プラザ	城下町プラザ	毎日	月~土：10 (冬季：9) 日祝：8
			赤ルート				
		相生線	宇留良	郡上市役所前	平日	4	
	大和町	小駄良線	戒仏	郡上高校前	平日	4	
		栗巣・古道線	北切	大和生涯 学習センター	月水	5	
			神路線		上神路	火木	5
			落部・場皿線		中坪	火木	5
	大間見・小間見線	清浄寺	金		5		
	明宝	気良線	明宝中前	明宝中前	月~土	3	
		寒水線	明宝中前	見座		6	
		小川線	明宝小前	榎谷口		6	
	美並町	美並北ルート	さつき苑	美並庁舎	平日	月水木4 火金2	
		美並南ルート	美並庁舎	さつき苑	平日	月水木4 火金2	
		美並美濃線	さつき苑	美濃IC前	月水木	4	
	和良町	土京線	診療所	根本	月火金	奇数月：4 偶数月：3	
		鹿倉線		四軒家		奇数月：3 偶数月：4	
		田平・美山線		診療所	2		
	高鷺町	鷺見線	正ヶ洞	ひるがの	平日	6	
鮎立線 (デマンド)		正ヶ洞	湯の平温泉前	月水金	3 (予約制)		
下呂市	デマンド金山 北まわり	JR金山駅	和良診療所前	平日	1 (予約制) ※金山駅18:20発和良診療所前 19:25着1便のみ		
福祉有償運送 (2団体)		-	-	-	-		
タクシー事業者 (4事業所)		-	-	-	-		

2) 利用状況

① 鉄道：長良川鉄道

長良川鉄道は市外の高校への通学、観光での利用など本市と市外を結ぶ重要な幹線交通となっています。全線72.1kmの内、本市では美並地域、八幡地域、大和地域、白鳥地域を運行しており、その距離は46.1kmとなっています。駅施設は全線で38駅あり、そのうち23駅が本市内にあります。乗車人員数・定期利用率ともに減少傾向にありましたが、定期外収入の増加を目的に企画列車等の運行を積極的に実施したことから、2013年度に下げ止まり、その後は若干上昇傾向にありましたが、コロナ禍の影響により2020年度は乗車人数が約54万人と大きく落ちこんでいます。2022年度は、約72万人と回復傾向にあり、前年と比べ約13万人増となりました。

市内利用状況は23駅のうち、最も乗降車人員数の多い駅は郡上八幡駅ですが、市内乗降車人員数は減少傾向にあります。なお、長良川鉄道では2016年4月から観光列車「ながら」の運行を開始し、2019年度は年間13,037人の利用がありました。2022年度は引き続きコロナ禍の影響もありましたが、年間8,754人（158.6%）になりました。今後も観光需要に応じていくことで収入の確保、利用者の維持を図っていく必要があります。



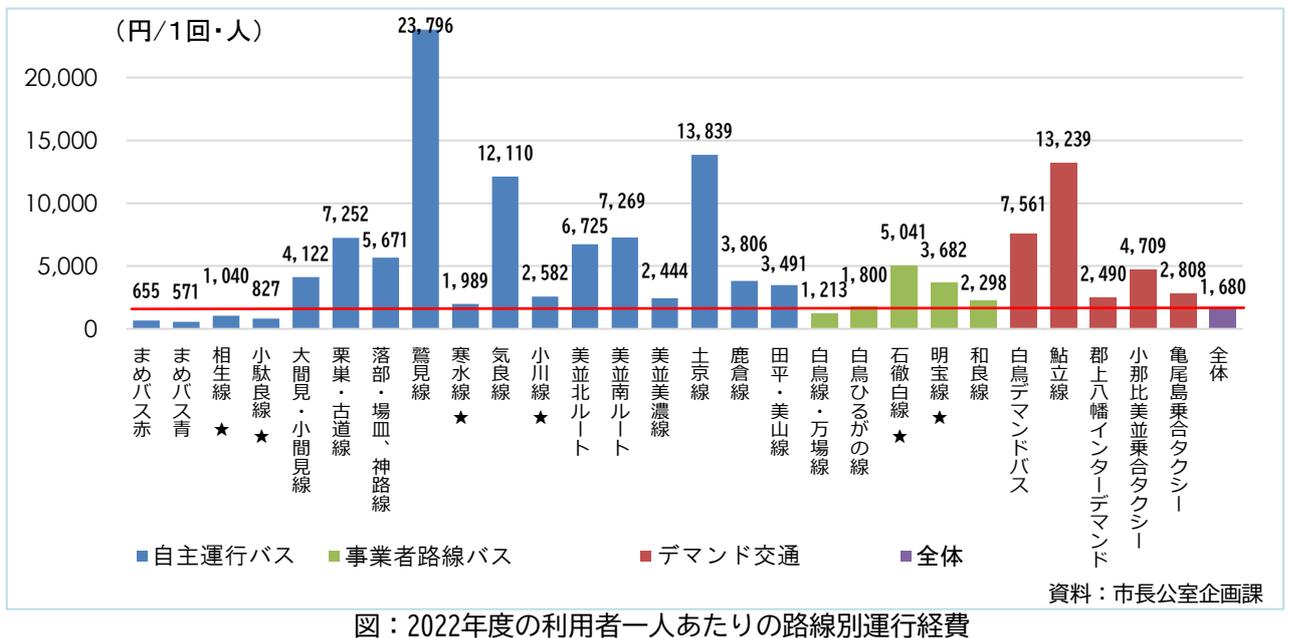
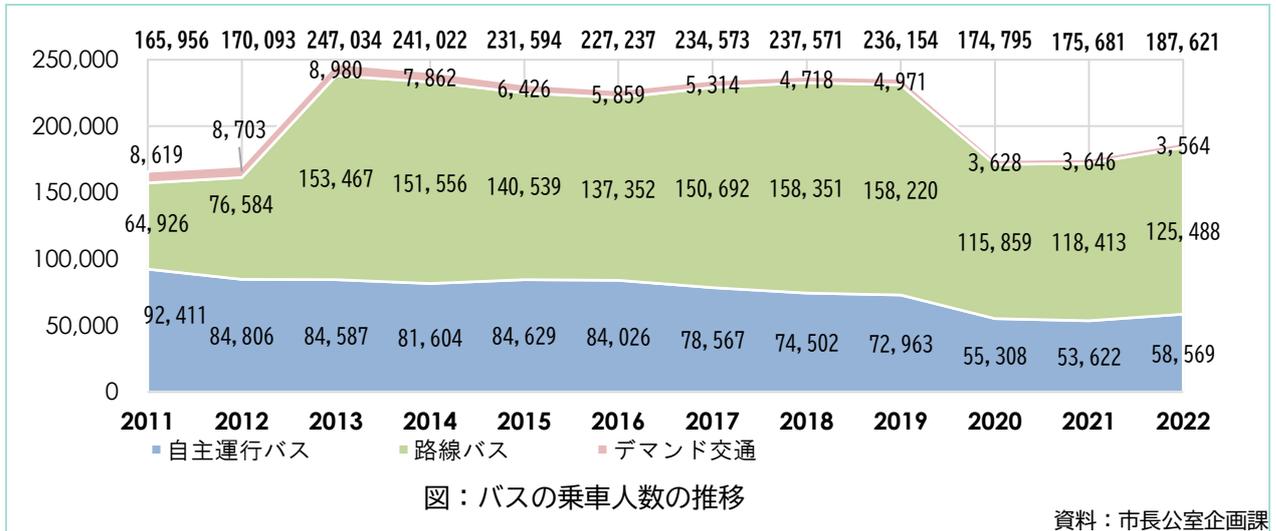
図：長良川鉄道（全線）の乗車員数の推移

資料：長良川鉄道

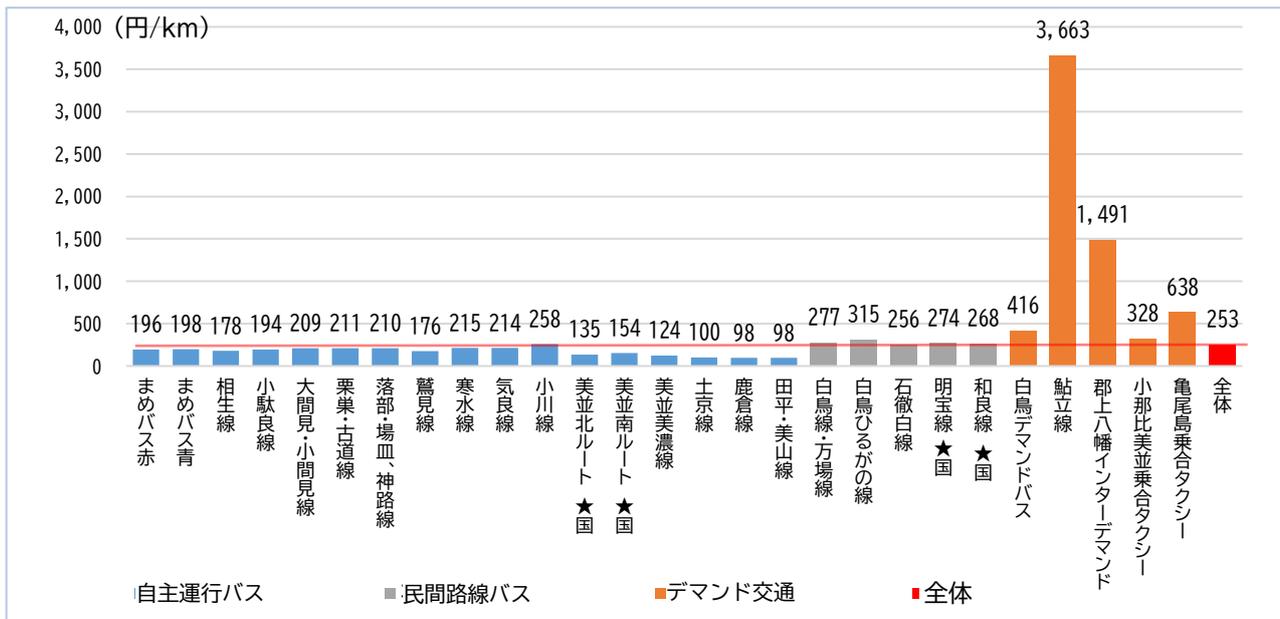
②バス：路線バス及び自主運行バス

バスの利用者は、2022年度は約18.7万人となっており、うち、半数以上は路線バス利用者で約12.5万人、次いで自主運行バスの約5.8万人、デマンド交通は約0.4万人となっています。

利用者の推移を見ると、路線バスの利用者は2013年度に郡上八幡白鳥線が運行を開始し大きく増加しました。その後、利用者は僅かながら減少傾向にありましたが、2020年度はコロナ禍の影響により乗客数が大きく減少し、2022年度は少し上昇に転じていますが、未だ影響が続いています。利用者一人あたりの運行経費(2022年度)は、全体平均で1,680円ですが、路線ごとに差が大きくなっています。特にデマンド交通は一人あたりの運行経費が高い傾向にあり、運行形態を検証する必要があります。



(注) ★は自主運行バス・事業者路線バスで小中学生の通学に利用している路線
 (相生線、小駄良線、寒水線、小川線、石徹白線、明宝線)
 (注) 利用者一人あたりの運行経費は「運行経費」÷「延べ乗車人数」で算出



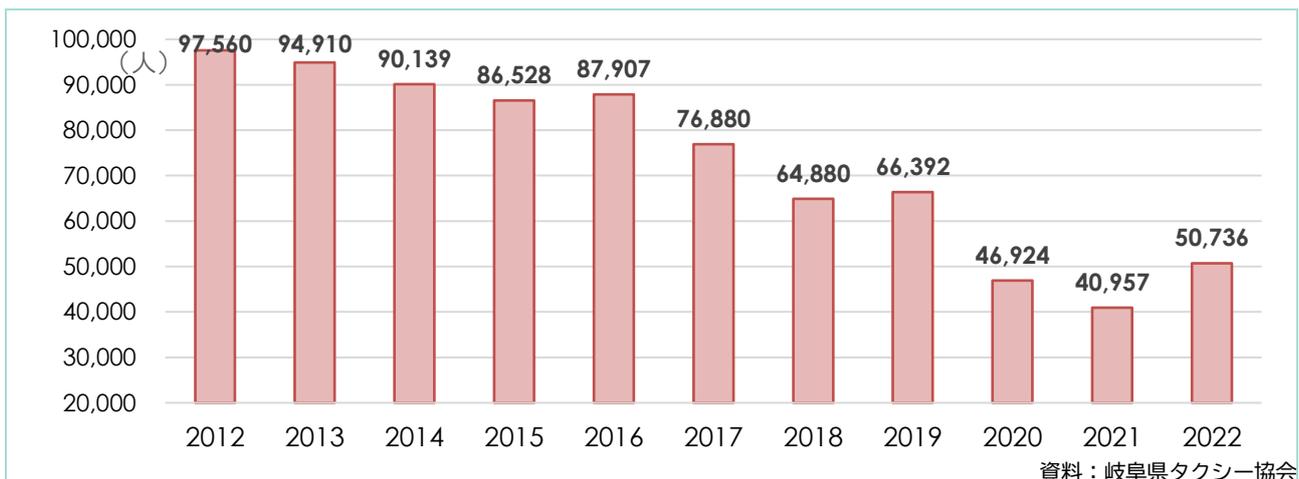
図：2022年度の走行1kmあたりの路線別運行経費（運賃収入は控除）

③タクシー

市内のタクシー事業所は、八幡町、大和町、白鳥町、高鷲町で計4事業所（2023年5月現在）があります。

タクシー利用者は、2012年度の97,560人から2016年度は87,907人と5年間で約1万人減少しており、さらに2017年度からより大きく減少に転じています。特に、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により年間46,924人、2021年度は40,957人と大きく減少しています。その後、2022年度は50,736人となりましたがコロナ禍前の利用人数には届いていません。

タクシーは、公共交通機関を利用できない高齢者等が利用するドア・ツー・ドアのサービスとして重要な役割を担っています。

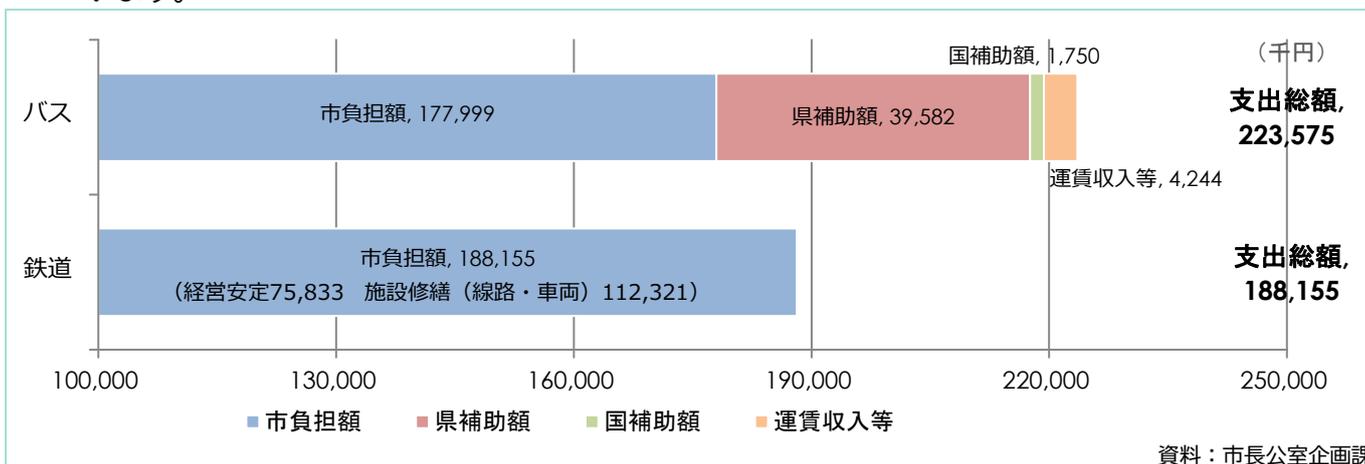


図：タクシー年間利用者数の推移

3) 公共交通に係る市の公的負担

本市のバス運行に係る市の公的負担の支出総額（2022年度）は約2億2,358万円となっており、国から175万円（事業者への直接交付分は含まない）、県から約3,958万円の補助金を受けています。その他、運賃収入とバス広告料収入は約424万円となっており、これらを差し引いた市の実質的な負担額は約1億7,800万円と支出総額の8割近くに上ります。

また、長良川鉄道へは、国、県及び沿線の5市町（美濃加茂市・富加町・関市・美濃市・郡上市）が、施設・設備を維持修繕するための経費及び経営を支援するための費用を負担しており、本市の2022年度負担額は約1億8,816万円（R5年度へ繰り越した新車両導入に係る約4,838万円は含まず）となっています。



図：バス・鉄道の公的負担額(2022年度)

※民間バス路線等を含めた本市のバス運行に係る経費の総額は約3億1,481万円（2022年度）となっています。

※長良川鉄道への公的負担額 全体約5億7,406万円（2022年度）

内訳：国：約 7,592万円（13.2%）

県：約 1億3,513万円（23.6%）

5市町：約 3億6,302万円（63.2%）

このうち郡上市は5市町の負担額のうち、51.831%の約1億8,816万円を負担しています。

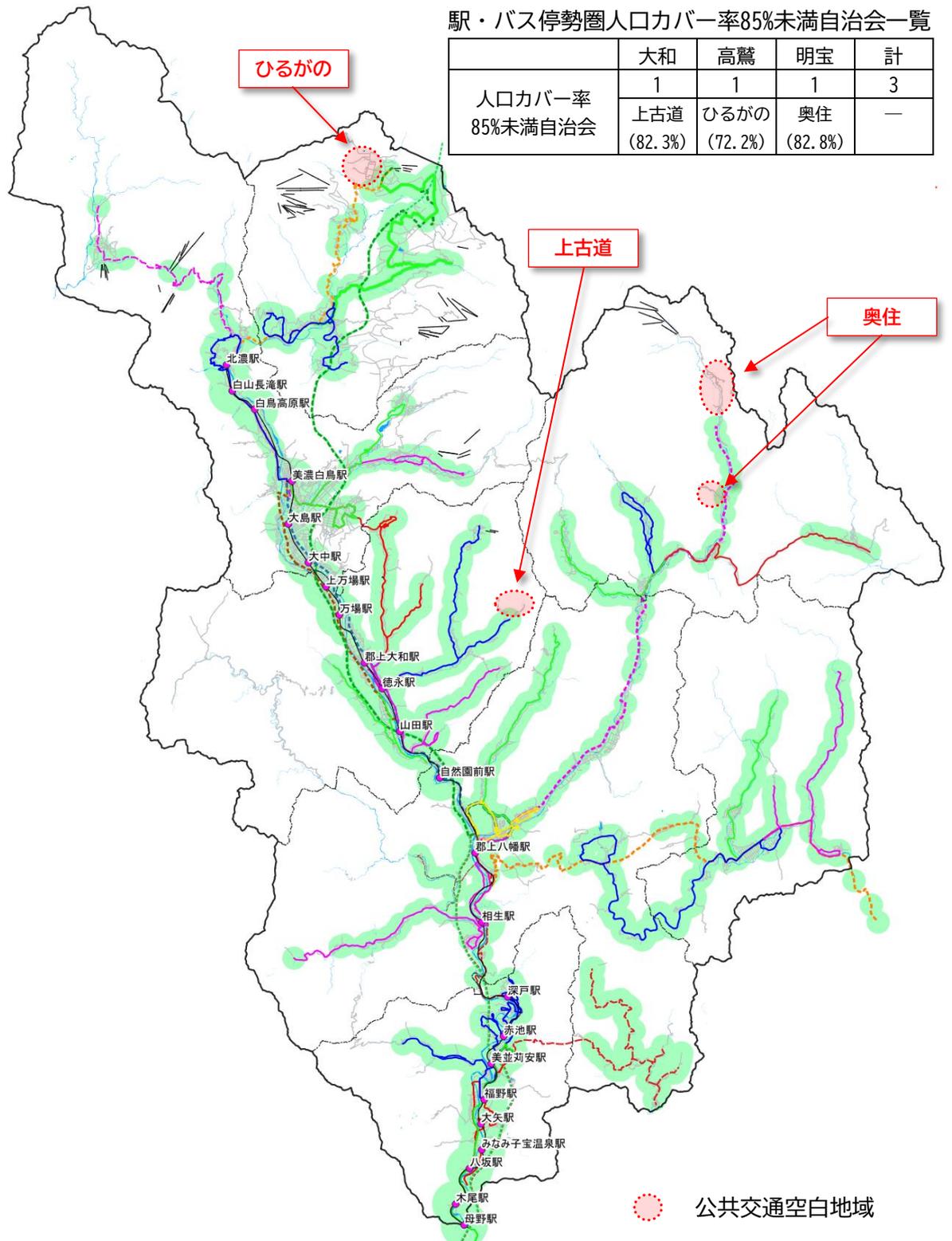
4) 公共交通空白地

【公共交通空白地域とは】

市民の居住地から、民間路線バス、自主運行バス等、市内で運行しているすべての路線のバス停までの勾配が10%以上の場合は300m以内、10%未満の場合は500m以内、また、長良川鉄道の駅から1,000m以内に居住している人口の割合：駅・バス停圏人口カバー率（以下「人口カバー率」という）が85.0%未満の自治会を公共交通空白地としています。なお、郡上市全体の人口カバー率は、路線見直し等の取り組みにより、網形成計画策定時の96.5%から2.1ポイント上昇し、98.6%となっています。

駅・バス停圏人口カバー率85%未満自治会一覧

	大和	高鷲	明宝	計
人口カバー率	1	1	1	3
85%未満自治会	上古道 (82.3%)	ひるがの (72.2%)	奥住 (82.8%)	—



5) 郡上市地域公共交通網形成計画（平成30年度～令和4年度）の進捗状況

■運行状況の推移

経費	年間市負担額	バス（高速バスを除く）	【H30】 125,938,736円⇒177,999,094円	【R4】
		長良川鉄道	【H30】 162,364,491円⇒188,154,383円	【R4】

自主運行バス	20路線 ⇒19路線	<->美並八幡線 ○R3.1月、美並地域の自主バス路線を再編した際に、美並八幡線は、事業者路線（小那比美並デマンドタクシー）へ移行。	○利用者数 【H30】 75,088人 ⇒ 【R4】 58,522人
デマンド型交通	6路線 ⇒8路線	<+>小那比美並、亀尾島、郡上八幡インターデマンド線 <->小那比ジャンボタクシー	○利用者数 【H30】 4,132人 ⇒ 【R4】 3,633人 ※小那比ジャンボタクシーが、小那比亀尾島線となり、さらにR3.1月から小那比美並線、亀尾島線の2路線となった。
事業者路線	8路線 ⇒11路線	<+> 【濃飛バス】 高速高山名古屋線（郡上八幡IC） 高速高山京都大阪線（郡上八幡IC） 【岐阜バス】 高速名古屋郡上ひるがの線 【平成エンタープライズ】 高速名古屋～高山・白川郷線（ひるがの高原） <-> 【平成エンタープライズ】 高速名古屋高山線（郡上八幡）	【参考値】 高速バスを除く事業者6路線 ○利用者数 【H30】 158,351人 ⇒ 【R4】 125,488人 ※高速バスが3路線増加した。また、既存の高速名古屋白川郷線にて、R3.10月からひるがの高原バス停で乗降可能になった。高速バスを除く事業者路線は、6路線で変わっていない。

高校生通学費助成（H30年度～）	○市内高校へ通学する高校生の通学費に対し、月8,000円以上超えた分の2分の1を助成、特別補助として月額12,000円を超える額を全額補助。	○利用者数（年間延べ人数） 【H30】 493人 ⇒ 【R4】 499人 ○市負担額 【H30】 11,922千円 ⇒ 【R4】 14,202千円
------------------	--	--

■公共交通空白地の変化

公共交通空白地総数	【八幡町亀尾島】【八幡町西乙原】 → H30.10解消 【大和町大間見】 → H31.4解消 【大和町口神路】 → R2.4解消 【美並町円山】 → R3.1解消	○自治会数 【H30】 10地区 ⇒ 【R4】 5地区
-----------	--	--------------------------------------

■計画の目標達成状況

目標	目標値 (R4年度)	実績	達成状況等
(1) 公共交通（路線・自主バス）の利用人数	241,000人	H30：237,571人、R1：236,154人 R2：174,789人、R3：175,685人 R4：187,393人	未達成 ※R2年3月頃よりコロナの影響を受け、利用者数が減少。
(2) 長良川鉄道の利用人数	723,000人	H30：756,477人、R1：781,169人 R2：540,784人、R3：583,427人 R4：717,480人	未達成 ※R2年3月頃よりコロナの影響を受け、利用者数が減少。
(3) 高齢福祉アンケート バス鉄道が不便と感じる回答割合	32%	H28：39.2%、R1：32.0% R4：24.1%	達成 ※アンケートは3年に1回開催。
(4) 一人あたりの運行経費の平均（路線・自主バス）	1,100円	H30：1,109円、R1：1,176円 R2：1,679円、R3：1,743円 R4：	未達成 ※R2年3月頃よりコロナの影響を受け利用者数が減少したことや燃料費等の高騰などにより、一人当たり経費が大幅に増加。

6) 公共交通の課題のまとめ

(1) まちづくり等との連携

①八幡市街地のまちづくりとの連携	八幡市街地は、市役所のほか、郡上八幡城とその城下町が存在するなど、本市の核となる地域です。郡上市八幡都市計画マスタープランにおいては、「歩行者と自動車の共存システムと連動した公共交通体系等の再構築」を方針として掲げており、八幡市街地の移動円滑化に寄与する公共交通のあり方が求められます。
②小さな拠点とネットワーク構築への対応	第2次郡上市総合計画において、「小さな拠点」を形成し、これらの拠点どうしを複合的、重層的なネットワークで結ぶことを掲げています。公共交通においても、旧町村の役場である振興事務所のみならず、小学校区単位のサブエリアとのネットワーク構築も必要になります。 また、現状においても高校への通学において、郡上八幡駅での鉄道とバスへ乗り継ぎ、美濃白鳥駅でのバスとバスの乗り継ぎが行われるなど、異なる交通手段を乗り継いで利用するニーズは一定数存在します。鉄道、民間路線バス、自主運行バスが有機的に結節するための交通網を実現する必要があります。
③伸長する高速道路網への対応	本市では、福井県福井市・勝山市・大野市を結ぶ中部縦貫自動車道、下呂市・中津川市を結ぶ濃飛横断自動車道が建設中で、既に一部区間で開通しています。これらの高速道路が全通した際には、隣接地域との交流が活発になることが想定されます。公共交通においても、新たなバス路線開設の可能性を検討する必要があります。
④住民ニーズへのきめ細かな対応	住民懇談会では、デマンドバスへの切り替えを期待するなどのご意見がありました。本市では定時定路線バスの存在しない白鳥地域の牛道地区や八幡地域の市街地と小那比を結ぶ路線など、デマンドサービスの導入は限定的ですが、今後は地域ニーズを把握しつつ、住民ニーズに即した交通手段の導入を図る必要があります。 また、住民アンケートでは、バスの役割として「自動車が運転できない学生や高齢者等の移動手段」を挙げる回答が多く、今後も学生や高齢者のニーズをくみ取り、ニーズに合った交通サービスを実現し続ける必要があります。
⑤交通空白地への対応	網形成計画の策定以降、交通空白地の解消に努めてきましたが、一部で交通空白地が残存しています。既存の定時定路線バスの運行方式の見直し等により、交通空白地の解消を図る必要があります。

(2) 高齢者への対応

①高齢者が増加傾向にある地域への対応	本市の人口は減少傾向ですが、高齢者に限って言えば、多くの地域（大和、白鳥、高鷲、美並、和良）で今なお増加傾向にあります。これまでも福祉部局（健康福祉部）と連携して高齢者の外出支援を行ってきましたが、継続して行う必要があります。
②高齢ドライバーの増加	住民アンケートによると、高齢者（65歳以上）の約8割が、通院時や買物時に自ら自家用車を運転して移動しています。一方で、高齢ドライバーによる交通事故の増加は社会問題になっています。多くの地域で高齢者が増加傾向にあることを踏まえると、交通事故のより一層の増加が懸念されます。このため、運転に不安がある方に対する運転免許の返納を促進させる必要があります。

(3) 観光立市郡上への対応

本市は良好な自然環境や歴史・文化など多くの観光資源に恵まれていますが、観光資源が点在しており、連携が取れていない問題があります。本市では2017年に「観光立市郡上」を掲げ、市全体で観光地域づくりを進めるため、様々な取り組みを行っています。公共交通においても、DMO（観光地域づくり法人）等と連携し、外国人を含めた本市への訪問客に対する利便性の向上を図る必要があります。
--

(4) 人口減少下における公共交通のあり方

<p>①人口減少等による輸送需要の変化</p>	<p>本市では、いずれの地域でも今後も人口減少が予測され、それに伴い公共交通の利用者も減少することが予想されます。鉄道及びバスの利用実態を常に把握し、運行経路やダイヤをよりニーズに合致させる必要があります。</p> <p>乗降調査結果では、朝夕に比べて昼間の路線バス利用が極めて少ない状況にあり、特に地域間をまたいだ移動が少ない傾向にあります。一方で、住民アンケートでは、通勤通学以外での移動目的では買物が多いという結果でした。より利用が見込める買物利用について、積極的な利用促進を図る必要があります。</p>																								
<p>②若年層に対する訴求</p>	<p>本市の民間路線バスの主たる利用者は高校への通学利用ですが、必ずしも卒業後の公共交通利用にはつながっていないのが現状です。また、高校生アンケートでは、約3割が通学手段として家族による自家用車での送迎と回答しており、公共交通に全く接する機会が無い若年層が多いものと思われま。</p> <p>住民懇談会にて、「イベント等で子どものころから公共交通に慣れてもらうことで将来の利用につなげる」というご意見がありました。若いころから公共交通に慣れ親しんでいただくための取り組みが必要です。</p>																								
<p>③バスの運転手不足</p>	<p>市内の交通事業者のドライバーは年々高齢化しており、確保が難しい状況が続いています。2023年1月1日時点における市内の交通事業者6社(路線バス・タクシー)の年齢構成を見ると、60代が34.4%と一番多く、次いで50代の25.0%となっており、両者を合わせて59.4%となっています。運転手の確保状況については、6社中5社が不足しているという回答であり、合計17名(正社員9名、非正規雇用8名)が不足している状況です。採用も見込みがないため、今後も運転手不足に拍車がかかるものと考えられます。</p> <p>本市では、ドライバーを確保すべく、大型免許等の取得助成制度を設けていますが、ここ数年は申請がない状態が続いています。</p> <p style="text-align: center;">【公共交通に従事するドライバーの年代】</p> <table border="1" data-bbox="443 1099 1206 1256"> <thead> <tr> <th>年代</th> <th>20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> <th>70代</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6社計</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>3.1%</td> <td>3.1%</td> <td>12.5%</td> <td>25.0%</td> <td>34.4%</td> <td>21.9%</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>	年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計	6社計	1	1	4	8	11	7	32	構成比	3.1%	3.1%	12.5%	25.0%	34.4%	21.9%	100.0%
年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計																		
6社計	1	1	4	8	11	7	32																		
構成比	3.1%	3.1%	12.5%	25.0%	34.4%	21.9%	100.0%																		
<p>④自主運行バスとスクールバスの役割見直し</p>	<p>スクールバスは朝夕の児童生徒の通学・帰宅時、地域ごとの自主運行バスは昼間を中心に運行しています。これまで、本市では路線バスとスクールバスは目的が異なる別々の交通機関と位置付けてきました。今後も児童生徒数の減少が予測され、かつ地域の人口減少が見込まれる中、「移動」に係る「資源」をより効率的に活用することが求められます。</p> <p>住民アンケートでは、スクールバスの代わりに路線バスを活用することについて、約7割の方から肯定的な回答をいただきました。住民の合意形成を図りつつ、従来の「路線バス(自主運行バス)」と「スクールバス」という区分けにこだわらない、新たな輸送体系を模索する必要があります。</p>																								
<p>⑤長良川鉄道のあり方</p>	<p>八幡地域、大和地域、白鳥地域は長良川鉄道と民間路線バスが並行して運行しています。両者は比較的すみ分けられています。住民アンケートにて長良川鉄道沿線北部については、約5割近くの方が「バスと列車について、必要な便だけ運行するほうがよい」としているように、両者の特性を踏まえつつ、利用者及び市民にとっての利便性と交通事業者にとっての効率性を両立させる必要があります。</p> <p>これまで、観光列車「ながら」を運行して観光客の誘致を進めるなど、長良川鉄道を活用した観光誘客を進めてきました。住民アンケートでも、長良川鉄道に「地域の観光振興」としての価値を見出している方が多いことから、引き続き長良川鉄道を活用した観光誘客を積極的に進める必要があります。</p> <p>さらに、住民アンケートにて多くの市民が「次世代へ継承する地域資源」として価値を見出しています。地域資源である長良川鉄道を活かす方策の1つとして、宅配の荷物を列車で運搬する貨客混載事業を進めてきましたが、今後も鉄道を最大限活用する方策を実施する必要があります。</p>																								

(5) 社会情勢等の変化への対応

<p>① ICT（情報通信技術）進展への対応</p>	<p>近年、パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及により、インターネットの利用は一般的になっています。従来は情報通信機器が苦手とされてきた高齢者においても、パソコンやスマートフォンによるインターネットの利用は増加傾向にあります。本市の公共交通においても、ICT（情報通信技術）の進展に対応し、インターネットを用いた積極的な情報提供や、ICTを用いた各種事業管理の効率化を促進する必要があります。</p>																						
<p>②地球温暖化への対応</p>	<p>本市の二酸化炭素排出量307.5t（2019年）のうち、自動車に占める割合が29.8%を占めています。</p> <p>政府では2050年までに二酸化炭素の排出量と吸収量を同じにする、いわゆる「カーボンニュートラル」の実現を目指しています。本市でも、脱炭素に寄与する交通体系を確立する必要があります。</p> <p>図 郡上市の二酸化炭素排出量の割合（2019年度）</p> <table border="1"> <caption>郡上市の二酸化炭素排出量の割合（2019年度）</caption> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>運輸部門</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>民生家庭部門</td> <td>20.0%</td> </tr> <tr> <td>民生業務部門</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>産業部門</td> <td>28.5%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>農林水産業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>廃棄物</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料 郡上市環境課推計</p>	部門	割合	自動車	29.8%	運輸部門	30.6%	民生家庭部門	20.0%	民生業務部門	16.5%	産業部門	28.5%	製造業	24.3%	農林水産業	4.2%	建設業	4.2%	廃棄物	4.3%	鉄道	0.8%
部門	割合																						
自動車	29.8%																						
運輸部門	30.6%																						
民生家庭部門	20.0%																						
民生業務部門	16.5%																						
産業部門	28.5%																						
製造業	24.3%																						
農林水産業	4.2%																						
建設業	4.2%																						
廃棄物	4.3%																						
鉄道	0.8%																						

郡上市 公共交通 乗客数の推移（令和5年-令和4年比較 4月～8月）

路線	R5	R4	差	対前年比	特記事項
まめバス赤ルート	7,606	7,460	146	102.0%	
まめバス青ルート	8,696	9,053	▲357	96.1%	
相生線	3,046	2,893	153	105.3%	
小駄良線	2,252	2,531	▲279	89.0%	
大間見・小間見線	108	135	▲27	80.0%	
栗巣・古道線	179	134	45	133.6%	
神路・落部・場皿線	236	284	▲48	83.1%	
鮎立線	61	89	▲28	68.5%	
鷲見線	91	146	▲55	62.3%	
美並北ルート	182	218	▲36	83.5%	
美並南ルート	281	232	49	121.1%	
美並美濃線	223	326	▲103	68.4%	
気良線	139	47	92	295.7%	
寒水線	852	730	122	116.7%	
小川線	852	976	▲124	87.3%	
鹿倉線	88	78	10	112.8%	
土京線	88	28	60	314.3%	
田平・美山線	111	135	▲24	82.2%	
郡上八幡白鳥線	25,840	24,069	1,771	107.4%	
郡上八幡万場線	7,841	7,360	481	106.5%	
明宝線	5,030	4,574	456	110.0%	
和良線	7,734	7,454	280	103.8%	
小那比美並乗合タクシー	71	82	▲11	86.6%	
亀尾島 乗合タクシー	66	45	21	146.7%	
郡上八幡インター線	829	407	422	203.7%	
石徹白線	1,224	984	240	124.4%	
白鳥ひるがの線	5,872	8,314	▲2,442	70.6%	
六ノ里・大間見ルート	730	755	▲25	96.7%	
阿多岐・干田野線ルート	227	256	▲29	88.7%	
79条路線 計（4～8月）	25,091	25,495	▲404	98.4%	
4条路線 計（4～8月）	55,464	54,300	1,164	102.1%	
バス路線 計（4～8月）	80,555	79,795	760	101.0%	
長良川鉄道 定期外	113,207	106,231	6,976	106.6%	
定期 通勤	35,280	32,520	2,760	108.5%	
定期 通学	184,920	189,060	▲4,140	97.8%	
長良川鉄道旅客 計（4～8月）	333,407	327,811	5,596	101.7%	

議案第 1 号

自家用有償旅客運送（交通空白輸送）の更新登録申請について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、会議の承認を求める。

協議理由

交通空白地において住民の移動手段を確保するため、郡上市が事業主体となって運行する自主運行バスについて、道路運送法第 79 条の 3 の規定に基づき、自家用有償旅客運送者として登録している。この登録の有効期間が令和 5 年 12 月 28 日までとなっていることから登録の更新を行いたい。

協議内容

登録の有効期間を、令和 5 年 12 月 29 日から令和 8 年 12 月 28 日までの 3 年間とし、路線と運送する区間、事務所の所在地、使用する自動車の台数、運送しようとする旅客の範囲、運賃、料金の減免及び割引などを定める。

郡公企第 号
令和5年 月 日

中部運輸局 岐阜運輸支局長 殿

名 称 郡上市

住 所 郡上市八幡町島谷228番地

代表者の氏名 郡上市長 日置 敏明

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 郡上市

住 所 郡上市八幡町島谷228番地

代表者の氏名 郡上市長 日置 敏明

2. 登録番号

中岐市交第3号

3. 自家用有償旅客運送の種別

市町村運営有償運送（交通空白輸送）

4. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	路線	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	相生線	郡上市八幡町那比6007番地1	郡上市八幡町相生1068番地4	郡上市八幡町島谷228番地	18.9km
2	小駄良線	郡上市八幡町河鹿1986番地	郡上市八幡町殿町69番地	郡上市八幡町小野68番地1	12.4km
3	郡上八幡コミュニティバス(赤ルート)	郡上市八幡町殿町69番地	郡上市八幡町島谷228番地	郡上市八幡町殿町69番地	13.7km
4	郡上八幡コミュニティバス(青ルート)	郡上市八幡町殿町69番地	郡上市八幡町島谷228番地	郡上市八幡町殿町69番地	13.5km
5	大間見・小間見線	郡上市大和町大間見2484番地3	郡上市大和町小間見534番地5	郡上市大和町剣1番地	17.2km
6	栗巣・古道線	郡上市大和町栗巣1642番地2	郡上市大和町古道875番地14	郡上市大和町剣1番地	19.4km
7	神路線	郡上市大和町古道1614番地3	郡上市大和町神路277番地2	郡上市大和町剣1番地	15.1km

8	落部・場皿線	郡上市大和町落部1880番地	郡上市大和町島7304番地2	郡上市大和町剣1番地	14.6km
9	鷺見線	郡上市高鷺町大鷺686番地4	郡上市高鷺町鷺見2000番地3	郡上市高鷺町ひるがの4670番地656	21.0km
10	鮎立線	郡上市高鷺町大鷺686番地4	郡上市高鷺町大鷺2349番地1	郡上市高鷺町大鷺1792番地	23.3km
11		郡上市高鷺町大鷺686番地4	郡上市高鷺町大鷺1792番地	郡上市高鷺町大鷺2349番地1	24.3km
12		郡上市高鷺町大鷺686番地4	郡上市高鷺町大鷺1792番地	郡上市高鷺町大鷺2349番地1	20.0km
13	美並北ルート	郡上市美並町白山430番地3	郡上市美並町白山779番地	郡上市美並町白山725番地3	32.8km
14	美並南ルート	郡上市美並町白山725番地3	郡上市美並町上田2605番地	郡上市美並町白山430番地3	27.3km
15	美並美濃線	郡上市美並町白山430番地3	美濃市中央4丁目3番地	美濃市松森上竹下200番地	21.0km
16	小川線	郡上市明宝気良57番地1	郡上市明宝畑佐295番地1	郡上市明宝小川1488番地4	13.6km
17	寒水線	郡上市明宝二間手222番地1	郡上市明宝大谷283番地1	郡上市明宝寒水643番地9	8.5km
18	気良線	郡上市明宝二間手222番地1	郡上市明宝気良2234番地2	郡上市明宝二間手222番地1	10.7km
19	土京線	郡上市和良町沢882番地	郡上市和良町方須852番地	郡上市和良町土京2441番地3	18.5km
20	鹿倉線	郡上市和良町沢882番地	郡上市和良町宮地1155番地	郡上市和良町鹿倉1617番地1	10.1km
21	田平美山線	郡上市和良町沢882番地	郡上市八幡町洲河2200番地	郡上市和良町沢882番地	36.4km

◇大間見・小間見線は、週1日の運行。
栗巣・古道線、神路線、落部・場皿線は、それぞれ週2日運行しているが、1年ごと（毎年4月1日）に運行曜日を入れ替える。

【冬期の運行について】

◇相生線の一部区間については、通常運行ルートの幅員が狭いことから降雪や凍結により通行が困難となるため、一部区間においてルートを変更し運行する。（期間10月1日～3月31日）

◇小駄良線については、戒仏口を発着とし運行する。（期間11月1日～3月31日）

(2) 運送の区域

区 域	備 考
郡上市内及び美濃市	(1)のとおり (21路線)

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位置
郡上市役所 市長公室 企画課	郡上市八幡町島谷228番地
郡上市役所 大和振興事務所 振興課	郡上市大和町徳永585番地
郡上市役所 高鷲振興事務所 振興課	郡上市高鷲町大鷲2349番地1
郡上市役所 美並振興事務所 振興課	郡上市美並町白山725番地3
郡上市役所 明宝振興事務所 振興課	郡上市明宝二間手606番地1
郡上市役所 和良振興事務所 振興課	郡上市和良町沢882番地

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車 (軽)	合計 (軽)
郡上市役所 市長公室 企画課	保有	4		4
郡上市役所 大和振興事務所 振興課	保有	1		1
郡上市役所 高鷲振興事務所 振興課	保有	2		2
郡上市役所 美並振興事務所 振興課	保有	2	1	3
郡上市役所 明宝振興事務所 振興課	保有	2		2
郡上市役所 和良振興事務所 振興課	保有	1		1

軽自動車については、()内に内数で記載すること
 事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

一般、小学生、中学生、高校生、高齢者

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
 別添料金表のとおり

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所
 非該当

9. 添付書類

- (1) 路線図
- (2) 地域公共交通会議(又は協議会)において協議が整ったことを証する書類
- (3) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類(車検証)
- (4) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (5) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類(整備管理含む)
- (6) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (7) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

相生線料金表

(夏季用=4月1日～9月30日)

																					郡上市役所前			
																				日吉駐車場	100			
																				住吉町	100	100		
																				郡上八幡駅	100	100	100	
																				腰細	100	100	100	100
																				天満神社前	100	100	100	100
																				中山城下	100	100	100	100
																				中山	100	100	100	100
																				蓮心寺前	100	100	100	100
																				八幡西中前	100	100	100	100
																				寺本	100	100	100	100
																				亀尾島口	100	100	100	100
																				久造	100	100	100	100
																				大洞	100	100	100	100
																				下森	100	100	100	100
																				上森	100	100	100	200
																				大平	100	100	200	200
																				二間手	100	200	200	200
																				旧相生第二小	100	200	200	200
																				阿瀬尾	100	200	200	200
																				小谷通	100	200	200	200
																				高畑	100	200	200	200
宇留良	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	200	300	300	300	300	300	

相生線料金表

(冬季用=10月1日～3月31日)

																				郡上市役所前				
																				日吉駐車場	100			
																				住吉町	100	100		
																				郡上八幡駅	100	100	100	
																				ラドンセンター前	100	100	100	100
																				相生農協前	100	100	100	100
																				中山	100	100	100	100
																				蓮心寺前	100	100	100	100
																				八幡西中前	100	100	100	100
																				寺本	100	100	100	100
																				亀尾島口	100	100	100	100
																				久造	100	100	100	100
																				大洞	100	100	100	100
																				下森	100	100	100	100
																				上森	100	100	100	100
																				大平	100	100	100	100
																				二間手	100	100	100	100
																				旧相生第二小	100	100	100	100
																				阿瀬尾	100	100	100	100
																				小谷通	100	100	100	100
																				高畑	100	100	100	100
宇留良	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	300	300	300

小川線料金表（令和3年10月28日改正）

												榎谷口
											昭和	100
										日出雲	100	100
								小川小前	100	100	100	100
							下島	100	100	100	100	100
						西垣内	100	100	100	100	100	100
					石原橋	100	100	100	100	100	100	100
				殿林口	100	100	100	100	100	100	100	100
			寺前	100	100	100	100	100	100	100	100	100
		道谷	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	郵便局前	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	明宝中前	100	100	100	100	200	200	200	200	200	200	200
明宝小前	100	100	200	200	200	200	200	200	200	200	200	300

寒水線・気良線・土京線・鹿倉線・田平美山線	一律 100円
-----------------------	---------

○郡上市自主運行バス設置条例（抜粋）

（料金の減免及び割引）

第5条 料金の減免及び割引を行う利用者の範囲及び額は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 6歳未満の幼児並びに通学のために利用する小学校の児童及び中学校の生徒は無料
- （2） 通学以外に利用する小学校の児童、通学のために利用する高等学校の生徒、身体障害者手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人、児童福祉施設において養護等を受けている者及びその必要とする付添人、療育手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその必要とする介護人は料金の50パーセントの額
- （3） 通勤者等で1月の料金を前納する者は料金の25パーセントの額
- （4） 通勤者等で3月の料金を前納する者は料金の30パーセントの額
- （5） 回数利用券（11枚つづり）を購入するときは1枚の料金
- （6） 岐阜県公安委員会から運転経歴証明書の交付を受けている者は料金の50パーセントの額（当該証明書の交付の月から2年間に限る。）

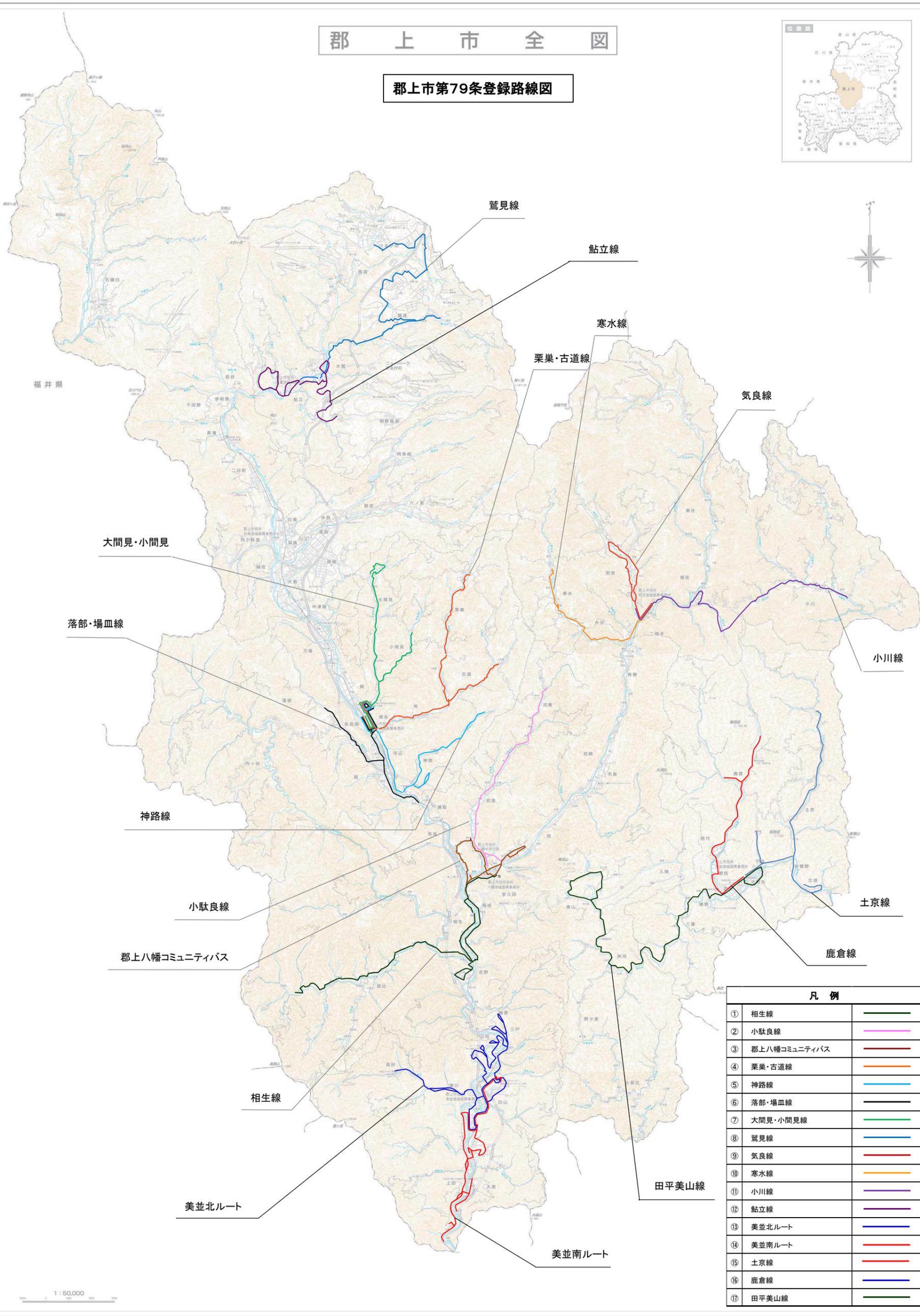
2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、料金を減額し、又は免除することができる。

（料金の調整）

第6条 前条により料金を割り引く場合において、10円未満の端数を生じたときはこれを10円に切り上げる。

郡上市全図

郡上市第79条登録路線図

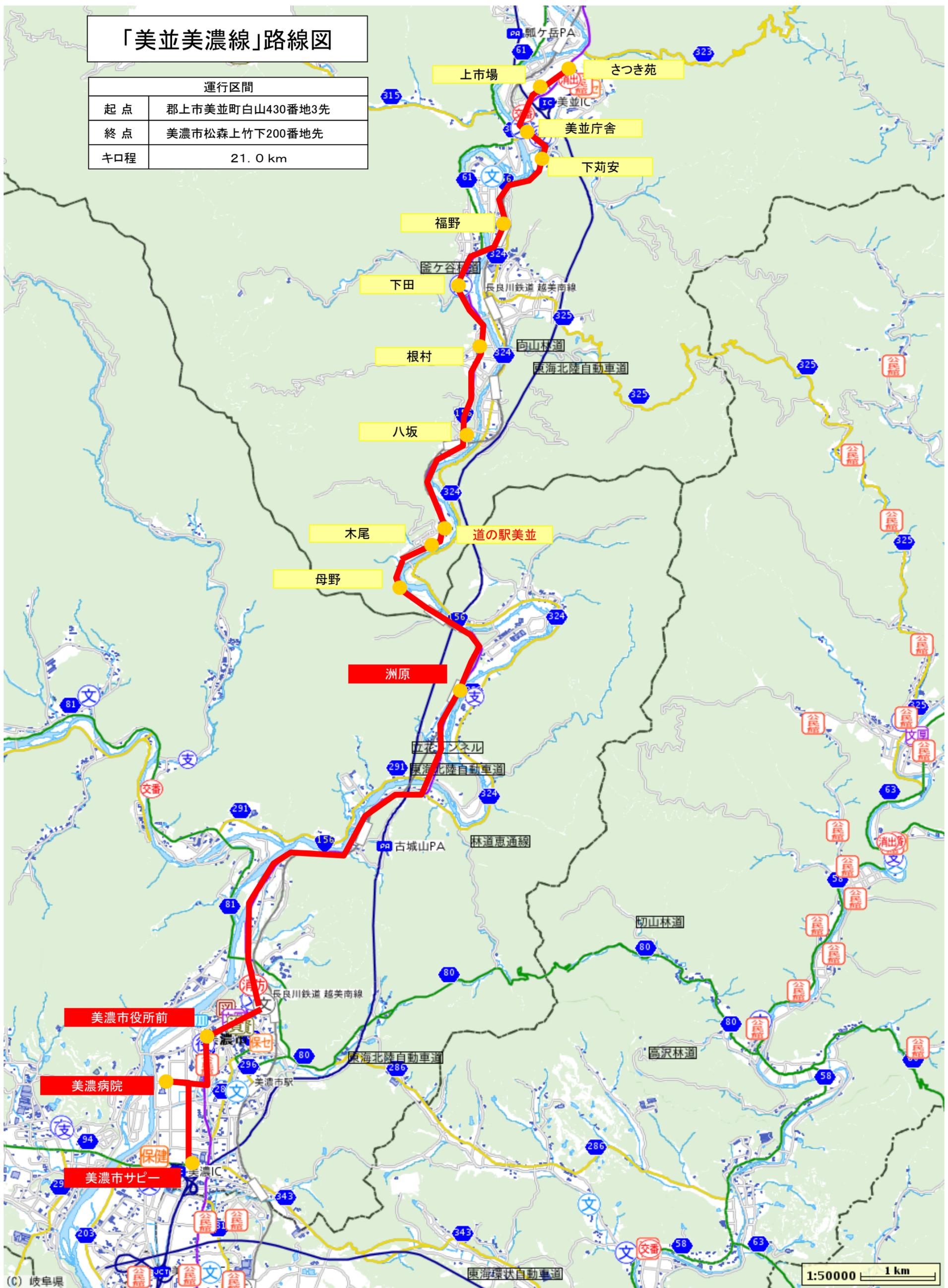


凡例		
①	相生線	—
②	小駄良線	—
③	郡上八幡コミュニティバス	—
④	栗巣・古道線	—
⑤	神路線	—
⑥	落部・場皿線	—
⑦	大間見・小間見線	—
⑧	鷺見線	—
⑨	気良線	—
⑩	寒水線	—
⑪	小川線	—
⑫	鮎立線	—
⑬	美並北ルート	—
⑭	美並南ルート	—
⑮	土京線	—
⑯	鹿倉線	—
⑰	田平美山線	—

1 : 50,000

「美並美濃線」路線図

運行区間	
起点	郡上市美並町白山430番地3先
終点	美濃市松森上竹下200番地先
キロ程	21.0 km



使用権原を証する書類

路線名	車両番号	事務所名	備考
相生線	岐阜200さ3357	市長公室 企画課	バス
小駄良線	岐阜200は385		バス
郡上八幡コミュニティバス(赤ルート)	岐阜200さ3909		バス
郡上八幡コミュニティバス(青ルート)	岐阜200さ3990		バス
大間見・小間見線	岐阜200さ2633	大和振興事務所 振興課	バス
栗巣・古道線			
神路線			
落部・場皿線			
鷺見線	岐阜200さ2648	高鷺振興事務所 振興課	バス
鮎立線	岐阜200さ3582		バス
美並北ルート	岐阜200さ3857	美並振興事務所 振興課	バス
美並南ルート	岐阜200さ2647		バス
美並美濃線	岐阜302さ8354(SB)		普通自動車
小川線	岐阜200さ3752	明宝振興事務所 振興課	バス
寒水線・気良線	岐阜200さ2872		バス
土京線	岐阜200さ3438	和良振興事務所 振興課	バス
鹿倉線			
田平・美山線			

郡上市地域公共交通幹事会について

1. 幹事会の委員について

- ・ 幹事会は、郡上市地域公共交通会議より民間事業者（4社）と地域代表者（7地域+公募）から選出した委員（4～5名）の合計8～9名により、郡上市地域公共交通計画に掲げる事業等の評価を実施する。
- ・ 地域代表者は隔年交代とし、今年度は、大和、高鷲、明宝の委員に加え、公募委員2名のうちから1名に就任いただくこととする。
- ・ 民間事業者から選出された委員は、事業者の視点から事業等を評価し、苦勞していることや事業を展開していく上での課題、また、その解決方法を提言する。また、地域代表者から選出された委員は、利用者の視点から事業等を評価し、わかりやすい、使いやすい、利便性がよくなる方策等について意見を述べることとする。

2. 評価対象と評価方法について

評価対象は、郡上市地域公共交通網形成計画（前計画）及び郡上市地域公共交通計画（現行計画）の評価とする。

◎郡上市地域公共交通網形成計画（前計画）の評価について

前計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の総括評価とする。

◎郡上市地域公共交通計画（現行計画）の評価について

現行計画は、「目標および目標達成のための施策・事業」について評価するものとする。計画は、「基本方針-目標-事業」という体系となっており、具体的な評価は、事業に紐づく「主な事業内容」に関する進捗状況及びその内容をもとに行う。

事業実施内容は、民間事業者、行政（企画課、福祉部局、観光課等関係課）を含めた郡上市全体の動き（実施内容）を記載する。

対象期間は、計画当初から評価時点の年度までとする（今年度は、計画初年度の評価）。

◎評価結果の取扱いについて

評価結果については、前計画、現行計画ともに直近の郡上市地域公共交通会議へ報告後、中部運輸局岐阜運輸支局へ提出する。また、評価時の意見についても郡上市地域公共交通会議へ報告し、必要なものについては、翌年度以降の事業を見直す等により反映する。

令和5年度 郡上市地域公共交通会議 幹事会委員

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	備 考
一般乗合旅客自動車 運送業者	株式会社白鳥交通 代表取締役	尾藤 安正	
	有限会社八幡観光バス 代表取締役	平岩 憲政	
岐阜県タクシー協会	大和タクシー(資) 無限責任社員	田中 秀昭	
鉄道関係	長良川鉄道(株)取締役運輸部長	佐々木 綱行	
市民・利用者代表	大和地域	田中 康裕	
	高鷲地域	林 克憲	
	明宝地域	笠野 信男	
	公募	加藤 亮太	
事務局	郡上市 市長公室企画課長	入木田 瑞樹	
	郡上市 市長公室企画課交通対策担当	鷲見 一久	
		河合 秀明	

郡上市地域公共交通会議幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱第8条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、次の者をもって組織する。

- (1) 要綱第3条に定める委員のうち会長が指名する者
 - (2) 前号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認めた者
- (役員)

第3条 幹事会に、幹事長及び副幹事長1名を置く。

- 2 幹事長は、幹事の互選により選任し、副幹事長は幹事のうちから幹事長が指名する。

(幹事会の会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は幹事長が必要に応じて召集する。

- 2 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、原則として公開とする。

(関係者の出席)

第5条 幹事長は、必要に応じて会議に関係者の出席、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、要綱第9条に規定する事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法(昭和26年法律第183号)

【旧】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調つたときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者

当該乗合事業者のみが参加

公聴会の開催等が義務付け

改正後の地域公共交通会議

	地域公共交通会議		地域公共交通会議
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第4条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	対象	変更なし
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者 	構成員	変更なし
			<p>法第9条第4項の協議会(協議運賃)</p> <p>根拠 道路運送法(第9条第4項)</p> <p>協議事項 運賃・料金等に関する事項</p> <p>対象 一般乗合旅客運送</p> <p>市町村又は都道府県</p> <p>運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>運輸局</p> <p>関係住民の意見を代表する者として指名する者</p>